

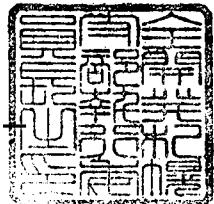
要求書受領に係る対応概要

課所等名	日 時	場 所	出席者		発言要旨	
			当局側	職員団体側		
職員課	平成30年6月26日（火） 17:26～17:32（6分間）	札幌開発建設部 5階行政相談室A	札幌開発建設部 部長 次長（総務担当） 職員課長	宮島 滋近 村津 敏紀 柏倉 歩	全北海道開発局労働組合 札幌支部 執行委員長 渡邊 謙一 副執行委員長 上山 新吾 書記長 大熊 昭宏	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員団体側から 2019年勤務条件に関する要求書を提出する。 ○ 当局側から 交渉議題については、予備交渉において整理することとする。 <p>以上</p>

2018年6月26日

札幌開発建設部
部長 宮島 滋近 殿

全開発労働組合札幌支部
執行委員長 渡邊 謙



2019年度勤務条件改善に関する要求書

北海道開発局に勤務する私たちは、定員削減による厳しい定員配置の状況にありつつも、膨大な事業量に対応するため、劣悪な勤務条件のもと開発事業推進に日夜努めています。

超過勤務の縮減や健康管理など職員の勤務条件を改善するためには、業務改善はもちろん定員をはじめ、組織、級別定数、施設・機械等の改善が必要であることは言うまでもありません。2019年度予算概算要求期にあたり、職員の勤務条件を改善するための事項について、以下のとおり要求を取りまとめましたので、貴職におかれでは、組合の意見を十分に聴くとともに職場実態を十分把握し、本省等関係機関への働きかけを含め当局の責任において勤務条件の改善の努力をされるよう要求します。

要　求　事　項

1. 以下について、人事院等関係機関へ働きかけ、職員の給与水準を改善すること。

(1)2018年の給与改定勧告にあたっては、月例給与水準の引上げ勧告を行うこと。また、較差の配分等については、早い段階から公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて行うこと。

(2)一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、支給月数を引上げること。

(3)諸手当については、次のとおり改めること。

① 社会経済情勢の変化、職員の職務や生活実態を踏まえて改善することとし、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて勧告作業を進めること。

② 住居手当については、公務員宿舎の削減及び宿舎使用料等の段階的引上げを踏まえ、総合的に改善すること。

(4)再任用職員の給与制度については、経済的負担、定年前職員との均衡を考慮して改善することとし、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて行うこと。

2. 以下について改善し、職場におけるワーク・ライフ・バランスを実現するため、「働き方改革」等を次のとおり進めること。

(1)必要な定員を確保するとともに、当面の要員不足解消に必要な非常勤職員を雇用すること。なお、新たな定員削減の実施にあたっては、組合の意見を十分に聴き、一方的に実施しないこと。

(2)超過勤務を縮減するため、ICT等を活用した職場における厳格な勤務時間管理を直ちに実施するとともに、事前の超過勤務命令を徹底すること。

(3)新たに超過勤務縮減目標等を設定するとともに、上限規制を導入するなど、より実効性のある超過勤務縮減策を具体化し着実に実施すること。

(4)超過勤務の着実な縮減に向け、本省等関係機関に対し積極的役割を果たすよう働きかけること。

(5)家族介護を理由とした離職を防止するため、介護休業制度を整備すること。

(6)育児休業、育児のための短時間勤務及び妊娠・出産・育児に関する休暇制度について、取得しやすい環境整備の推進と新設を含め改善を図ること。

3. 以下について改善し、雇用と年金の確実な接続を図ること。

- (1)希望する職員全員のフルタイム官職の再任用が図られるよう努力すること。
- (2)やむを得ず短時間勤務の官職に再任用となった場合も、諸手当の支給や官舎入居など勤務諸条件にフルタイム官職との差を生じさせないこと。
- (3)雇用と年金の確実な接続に向け、「定年延長」を早期に実現するよう本省等関係機関に働きかけること。

4. 以下の組織(機構)関係について改善し、職員の待遇を改善すること。

- (1)組織の統廃合の実施にあたっては、組合の意見を十分に聴き、意見一致しないものは一方的に実施しないこと。
- (2)級別標準職務表上、北海道開発局の位置付けを上位に格付けすること。
- (3)事業に必要な課・係(事業所等含む)を新設すること。
- (4)スタッフ制を拡大すること。
- (5)部局専門官・開発専門職等を拡大すること。

5. 以下の級別定数関係について改善し、職員の待遇を改善すること。

(1)行(一)関係

- ① 部局課長補佐・上席専門官の5級枠を拡大すること。
- ② 専門官・係長・開発専門職の4級枠を拡大すること。
- ③ 開発専門職・主任の3級枠を確保すること。
- ④ 再任用職員の3級枠を拡大すること。

(2)行(二)関係

- ① 現行標準職務表を改正し、部下数制限を撤廃すること。当面は、5・4級について部下数の一層の緩和を行うこと。
- ② 一定の号俸・経験年数に達した者は全て上位級に昇格させること。当面は、必要在級年数の緩和を行うこと。

6. 以下の項目を改善し、非常勤職員の待遇を改善すること。

- (1)同一労働同一賃金をはじめとする均等待遇原則に基づき、非常勤職員の給与を引き上げること。また、休暇制度等についても、常勤職員との均衡を基本として改善すること。
- (2)改正後の「非常勤職員給与決定指針」等に基づき、着実な待遇改善に努めること。
- (3)期間業務職員制度について、当該職員の雇用の安定と待遇の改善となるよう、適切な運用に努め、必要な改善措置を講じること。
- (4)非常勤職員(期間業務職員)の雇用にあたっては、雇用期間満了後も正規の手続きに基づき継続雇用すること。
- (5)非常勤職員の休暇制度の改善について、慶弔に係る休暇を速やかに措置するとともに、他の休暇についても具体化を図ること。
- (6)非常勤職員制度の改善に関するこれまでの取組を踏まえ、制度の抜本的改善に向けた検討を継続することとし、公務員連絡会と十分交渉・協議し、作業を進めること。

7. 別紙の庁舎・宿舎等について改善を図り、職員の職場環境及び宿舎環境を改善すること。

- (1)新築 (内訳別紙)
- (2)増築 (内訳別紙)
- (3)別修繕 (内訳別紙)

8. 別紙の建設機械・船舶等について改善を図り、職員の安全管理を徹底すること。

9. 特別健康診断経費等について改善を図り、職員の健康安全管理を徹底すること。

- (1)人事院規則10-4第20条及び人事院規則10-5第26条の規定に基づく特別健康診断の完全実施に必要な経費(定員職員及び非常勤職員分)を確保すること。
- (2)人事院規則10-4の規定に基づく職員の身体生命の安全保持のための対策強化に必要な経費(定員職員及び非常勤職員分)を確保すること。

10. 以下の福利厚生施策について改善を図り、職員の健康安全管理を徹底すること。

- (1)心の健康づくりについては、勤務条件や職場環境の改善など総合的に推進することとし、ストレスチェックや「職員の心の健康づくりのための指針」等に基づく施策の着実な推進を図ること。
- (2)ハラスメントについて、一層有効な対策を着実に推進すること。

11. 職員の勤務条件改善のため、諸手当について改善すること。

- (1)新設 (内訳別紙)
- (2)適用範囲拡大 (内訳別紙)
- (3)既適用手当の増額等 (内訳別紙)

12. 工事諸費等事務費について改善を図るとともに、予算を確保し、超勤縮減方策をはじめとする業務改善方策が十分実行できるようにすること。

13. 女性公務員の採用等の推進に向けて、以下の取り組みを強化すること。

- (1)女性国家公務員の採用・登用・職域拡大の着実な推進に向け、積極的な役割を果たすこと。

14. 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所について

- (1)寒地土木研究所に勤務する職員の労働条件の向上に必要な運営費交付金を確保すること。
- (2)北海道開発事業推進に必要な寒地土木研究所の研究と、そのための円滑な研究体制が維持されるよう業務を確保すること。

以上

2019年度組織要求 <札幌支部>

(区分 課長補佐等)

課所名	要求内訳	備考
公物管理業務課	課長補佐	業務量増に伴う体制強化

(区分 専門官等)

課所名	要求内訳	備考
豊平川ダム統合管理事務所	整備専門官（電気）	業務繁忙・災害対応等に対する体制強化

(区分 係)

課所名	要求内訳	備考
豊平川ダム統合管理事務所 定山渓ダム管理支所	工務係・機電係	業務繁忙・災害対応等に対する体制強化

2019年度 機械船舶等要求

〈札幌支部〉

2019年度 営繕要求

〈札幌支部〉

(区分 官庁営繕)

要求区分	要 求 内 容	要 求 理 由	備 考
新 築	庁舎	老朽化(昭和40年建築)	H5継
特別修繕等	車庫前ロードヒーティング、構内舗装補修、庁舎 給排水修繕	危険防止、凸凹解消、老朽化	車庫・構内 H20継 庁舎 H29継

(区分 事業営繕)

課 所	改善区分	要 求 内 容	要 求 理 由	備 考
なし				

(区分 宿 舎)

個 所	改善区分	要 求 内 容	要 求 理 由	備 考
なし				

2019年度 諸手当要求

<札幌支部>

要求区分	手当の名称	要 求 理 由	備 考
新 設	①占用交渉手当	違法占用物件が年々増大しており、かつ占用物件の占用料金を支払わない者等の対応も増加し、相手の都合により関係者との対応は夜間も多く、罵倒・暴言を浴びせられることもあり、肉体的にも精神的にも苦痛を伴う業務である。	
適用範囲の拡大	①用地交渉等手当	イ. 第1回目(説明段階)からの適用 ロ. 個別交渉別に支給	
	②道路上作業手当	イ. 警報発令下における道路パトロール業務に従事 ロ. 道路上での検査・立会(用地・管理担当)への適用	
増 額	①高所作業手当 ②道路上作業手当 ③用地交渉等手当 ④坑内作業手当 ⑤特殊現場作業手当 ⑥災害応急等手当 ⑦水上作業手当 ⑧山上等手当	危険性・困難性に見合った単価の改定	

定員要求調書 <札幌支部>